

【家庭的保育事業：定員 1人以上5人以下】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方		
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者 ・家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者 		従うべき				
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 1人が保育できる乳幼児数は3人以下 (家庭的保育補助者が付く場合は5人以下) 		従うべき				
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を行う専用の部屋を設け、面積は9.9 m²以上 (3人を超える場合、乳幼児1人につき3.3 m²を加算) ・採光・照明・換気・便所の設備を有する 					
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭がある(付近の代替地でも可) ・満2歳以上の幼児1人につき3.3 m²以上であること 					
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。 					
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 					
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。 					
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器・消火器の設置し、消火・避難訓練を定期的に実施する 		参酌すべき				

【小規模保育事業A型：定員6人以上19人以下】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方	
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 <p>※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる</p>		従うべき			
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児:おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の児童:おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人 <p>※保育士の数は、上記から算出した職員数に1人以上を追加</p>		従うべき			
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満:乳児室又はほふく室、1人につき3.3m²以上 ・満2歳以上:保育室又は遊戯室、1人につき1.98m²以上 ・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること 	参酌すべき			
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) <p>※1人につき3.3m²以上であること</p>				
給食 (家庭的保育事業と同様)	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。 	従うべき			
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 				
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。 				
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所に準じた上乗せ規制 		参酌すべき			

【小規模保育事業B型：定員6人以上19人以下】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方	
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者：市町村長が行う研修の修了した者 <p>※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる</p>		従うべき			
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児：おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の幼児：おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の児童：おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童：おおむね30人につき1人 <p>※職員の数は、上記から算出した職員数に1人以上を追加。</p> <p>※職員数のうち、半数以上は保育士とする。</p>		従うべき			
設備・面積 (A型と同様)	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満：乳児室又はほふく室、1人につき3.3 m²以上 ・満2歳以上：保育室又は遊戯室、1人につき1.98 m²以上 ・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること 	参酌すべき			
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) <p>※1人につき3.3 m²以上であること</p>				
給食 (A型と同様)	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。 	従うべき			
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 				
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。 				
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所に準じた上乗せ規制 		参酌すべき			

【小規模保育事業C型：定員6人以上10人以下】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方	
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者 ・家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者 		従うべき			
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 1人が保育できる乳幼児数は3人以下 (家庭的保育補助者が付く場合は5人以下) 		従うべき			
設備・面積 (家庭的保育事業と同様)	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満：乳児室又はほふく室、1人につき3.3m²以上 ・満2歳以上：保育室又は遊戯室、1人につき3.3m²以上 ・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること 	参酌すべき			
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) ※1人につき3.3m²以上であること 				
給食 (A型と同様)	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。 	従うべき			
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 				
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。 				
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所に準じた上乗せ規制 		参酌すべき			
利用定員の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・省令施行から5年間は、利用定員を6人以降15人以下とすることができる。 		参酌すべき			

【①事業所内保育事業：定員 20人以上】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方	
保育従事者	•保育士 ※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる		従うべき			
職員数	•乳児:おおむね3人につき1人 •満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人 •満3歳以上満4歳未満の児童:おおむね20人につき1人(★) •満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人(★) ★保育の体制の整備状況や地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる満3歳以上の児童(給付対象)の場合		従うべき			
設備・面積	保育室等	•満2歳未満:乳児室は1人につき1.65 m ² 以上 ほふく室は1人につき3.3 m ² 以上 •満2歳以上:保育室又は遊戯室、1人につき1.98 m ² 以上 •いずれも保育に必要な用具・便所(・医務室)を備えること	参酌すべき			
	屋外遊技場	•満2歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) ※1人につき3.3 m ² 以上であること				
給食	方法	•食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。	従うべき			
	設備	•調理室				
	職員	•調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。				
耐火基準等	•認可保育所に準じた上乗せ規制		参酌すべき			
連携施設	•連携施設を確保しないことができる。		従うべき			

【②事業所内保育事業：定員 19 人以下】

項目	国の基準案の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者：市町村長が行う研修の修了した者 <p>※事業所勤務の保健師・看護師を、1人に限り保育士としてみなすことができる</p>		従うべき		
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児：おおむね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児：おおむね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童：おおむね 20 人につき 1 人(★) ・満 4 歳以上の児童：おおむね 30 人につき 1 人(★) <p>※職員の数は、上記から算出した職員数に 1 人以上を追加。</p> <p>※職員数のうち、半数以上は保育士とする。</p> <p>★保育の体制の整備状況や地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童(給付対象)の場合</p>		従うべき		
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満 2 歳未満：乳児室又はほふく室、1 人につき 3.3 m²以上 ・満 2 歳以上：保育室又は遊戯室、1 人につき 1.98 m²以上 ・いずれも保育に必要な用具・便所を備えること 	参酌すべき		
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・満 2 歳以上の利用では、屋外遊戯場を設けること(付近の代替地でも可) <p>※1 人につき 3.3 m²以上であること</p>			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供は、事業所内で調理する方法により行わなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入も可。その場合、加熱等の調理設備を設ける。 	従うべき		
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部委託や連携施設等からの搬入の場合は不要。 			
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所に準じた上乗せ規制 		参酌すべき		

【事業所内保育事業の利用定員の設定（地域枠による乳幼児の受け入れ）】

利用定員の区分に応じて、市区町村が定める乳幼児以上の定員枠（地域枠）を設けなくてはならない（参考すべき）。

定員区分	乳幼児数の数（地域枠）	
	国の基準案	区の考え方
1～5名	1名	
6～7名	2名	
8～10名	3名	
11～15名	4名	
16～20名	5名	
21～25名	6名	
26～30名	7名	
31～40名	10名	
41～50名	12名	
51～60名	15名	
61～70名	20名	
71名～	20名	

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる保育を提供するものとする。 ※障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ※教育・保育施設などが利用定員の減少・確認の辞退をする際、便宜の提供に対応するための保育 ※母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間・深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市区町村が認める乳幼児への保育(その他、離島の規定などあり) 	参酌すべき		
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者:市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者 	従うべき		
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 1人が保育できる乳幼児数は 1人 	従うべき		
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所には、必要な広さの区画を設け、必要な設備・備品を備えなければならない。 	従うべき		
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害・疾病などに関する乳幼児の場合、予め連携する障害児入所施設等を確保しなければならない。 	従うべき		

【総則】(各事業共通)

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
最低基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が条例で定める最低基準を超えて、設備・運営を向上させなければならない。 ・最低基準を理由として、設備・運営を低下させてはならない。 	参酌すべき		
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の人格を尊重して、運営しなければならない。 ・地域社会との連携・交流を図り、保護者や地域社会に運営内容を説明するよう努めなければならない。 ・自ら保育の質の評価を行い、改善に努めなければならない。 ・定期的に外部の者の評価を受け、結果を公表し、改善に努めなければならない。 ・事業の目的を達成するための設備を設けなければならない。 ・設備は、採光や換気などの保健衛生や危害防止に住人に考慮して設けなければならない。 	参酌すべき		
保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育が確実に行われ、保育提供終了後も満3歳以上の児童に必要な保育が継続的に提供されるよう、連携施設(連携協力を行う保育所・幼稚園・認定こども園)を確保しなければならない。 ※集団保育の機会、事業者に対する相談・助言・支援、代替保育の提供など (居宅訪問型保育事業は除く) 	従うべき		
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具・非常口などの設備を設け、具体的計画を立て、訓練するよう努めなければならない。 ・避難・消火訓練は、少なくとも月1回は行わなければならない。 	参酌すべき		
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観、熱意のある者で、理論や実際の訓練を受けた者でなければならない。 	参酌すべき		
職員の知識・技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、知識・技能の習得と維持・向上に努めなければならない。 ・事業者等は職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。 	参酌すべく		

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
他の社会福祉施設を併せて設置するときの基準	・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、職員・設備の一部を兼ねることができる。	参酌すべき		
	・ただし、保育室・特有の設備・直接従事する職員は、この限りではない。	従うべき		
平等に取り扱う原則	・乳幼児の国籍や信条、社会的身分などによって、差別的取り扱いをしてはならない。	従うべき		
虐待等の禁止	・職員は乳幼児に対し、虐待やその他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき		
懲戒に係る権限の乱用禁止	・懲戒に関して乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、人格を辱めるなど権限を乱用してはならない。	従うべき		
衛生管理等 (一部、居宅訪問型保育事業は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器等、飲用水について衛生的な管理と衛生上の措置を講じなければならない。 ・感染症や食中毒が発生・まん延しないような措置に努めなければならない。 ・医薬品を備え、管理しなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持・健康状態を管理しなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、設備・備品の衛生的な管理に努めなければならない。 	参酌すべき		
食事 (一部、居宅訪問型保育事業は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を提供するときは、事業所内等で調理する方法で行わなければならぬ。 ・献立はできる限り変化に富み、健全育成に必要な栄養素を含有しなければならぬ。 ・食事は、栄養・乳幼児の身体的状況・嗜好を考慮したものでなければならぬ。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならぬ。 ・食を営む力の育成に努めなければならない。 	従うべき		

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
食事の提供の特例 (一部、居宅訪問型保育事業は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる要件を満たす場合、食事の提供を搬入施設での調理・搬入で行うことができる。ただし、当該事業所内等で加熱・保存等の調理設備を備えなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①食事提供の責任が事業者等にあり、受託者と契約内容が確保されていること ②栄養士による指導が受けられるなど、必要な配慮が行われること ③調理業務の受託者が業務遂行能力を有すること ④アレルギー等への配慮、食事の内容や回数などに適切に応じることができること ⑤食育の計画に基づく食事の提供に努めること ・搬入施設は、次のいずれかの施設とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①連携施設 ②当該事業者と同一法人か関連法人が運営する小規模保育事業・事業所内保育事業を行う事業所・社会福祉施設・医療機関など ③小中学校、小中学校へ給食を提供する共同調理場 	従うべき		
利用者・職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断・臨時の健康診断を行わなければならない。 ・入所前に健康診断が行われた場合、それが上記健康診断の全部か一部に相当するときは、その全部か一部を行わないことができる。この場合、管理者は利用開始前の健康診断結果を把握しなければならない。 ・健康診断を行った医師は、結果を母子健康手帳に記入し、必要な手続きを取ることを事業者等に勧告しなければならない。 ・職員の健康診断は、特に食事を調理する者につき、注意を払わなければならない。 	参酌すべき		
内部の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の重要事項の規定を定めておかなければならない。 ※事業目的、運営方針、教育・保育等の内容、職員、教育・保育等の提供日時と提供しない日、費用の種類・理由・額、利用定員など 	参酌すべき		

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
備える帳簿	・職員、財産、収支、処遇の状況などを明らかにする帳簿を整備しなければならない。	参酌すべき		
秘密保持等	・職員と管理者は、正当な理由がなく、業務上知りえた乳幼児や家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知りえた乳幼児や家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき		
苦情への対応	・子ども・保護者・子どもの家族からの苦情に対応するため、窓口を設置するなどの措置を講じなければならない。 ・市区町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善をしなければならない。	参酌すべき		

【保育の時間・内容、保護者との連携】(各事業共通)

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
保育時間	・1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	参酌すべき		
保育の内容	・厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育を提供しなければならない。	従うべき		
保護者との連携	・保護者と綿密な連絡を取り、保護者の理解・協力を得られるよう努めなければならない。	参酌すべき		

【附則（省令施行から5年間）】(各事業共通)

項目	国の基準案の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
食事の提供の経過措置	・認可を得た場合、食事、調理設備、調理員の規定は適用しないことができる。	従うべき		
連携施設の経過措置	・連携施設の確保が困難で、市区町村が認める場合、連携施設を確保しないことができる。	従うべき		
利用定員の経過措置	・小規模保育事業C型の利用定員を、6人以上15人以下とすることができる。	参酌すべき		

